

都道府県が実施する検定職種の統廃合等の作業計画

<第一次判断>

一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定

毎年9月末までに選定

<第二次判断>

受検者数以外の社会的便益(社会経済的意義)を検討を勘案し、
統廃合等の可否について検討

- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングを行う。
- ・ パブリックコメントを実施する

第二次判断について
検討

現在の職種のまま引き続き
都道府県が実施

職種の統廃合又は
指定試験機関への移行

現行のまま存続するか
年度内に結論

他の職種と統合して
都道府県が実施

指定試験機関
として実施

廃止

1年内に決定

政令改正

※ 技能検定試験は、職業能力開発促進法第46条第2項及び第4項に基づき、都道府県及び都道府県職業能力開発協会が実施している。また、一部の職種については、同法第47条第1項に基づき、指定試験機関が実施している。

社会的便益の事例

<業界にとっての便益>

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

<受検者にとっての便益>

- ・建設工事の入札時において、技能士について経営事項審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。
- ・職業生涯プランとしての具体的な指針となる(建築板金)。

社会的便益

<雇用主にとっての便益>

- ・企業の社員教育として役立っている(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。
- ・技能者の育成、若手技能者の入職促進、定着に大きな効果がある。(造園)
- ・3級検定は、在学生でも受検でき大きな目標となり、若年労働者の確保にもつながる。(配管)

<消費者・国民にとっての便益>

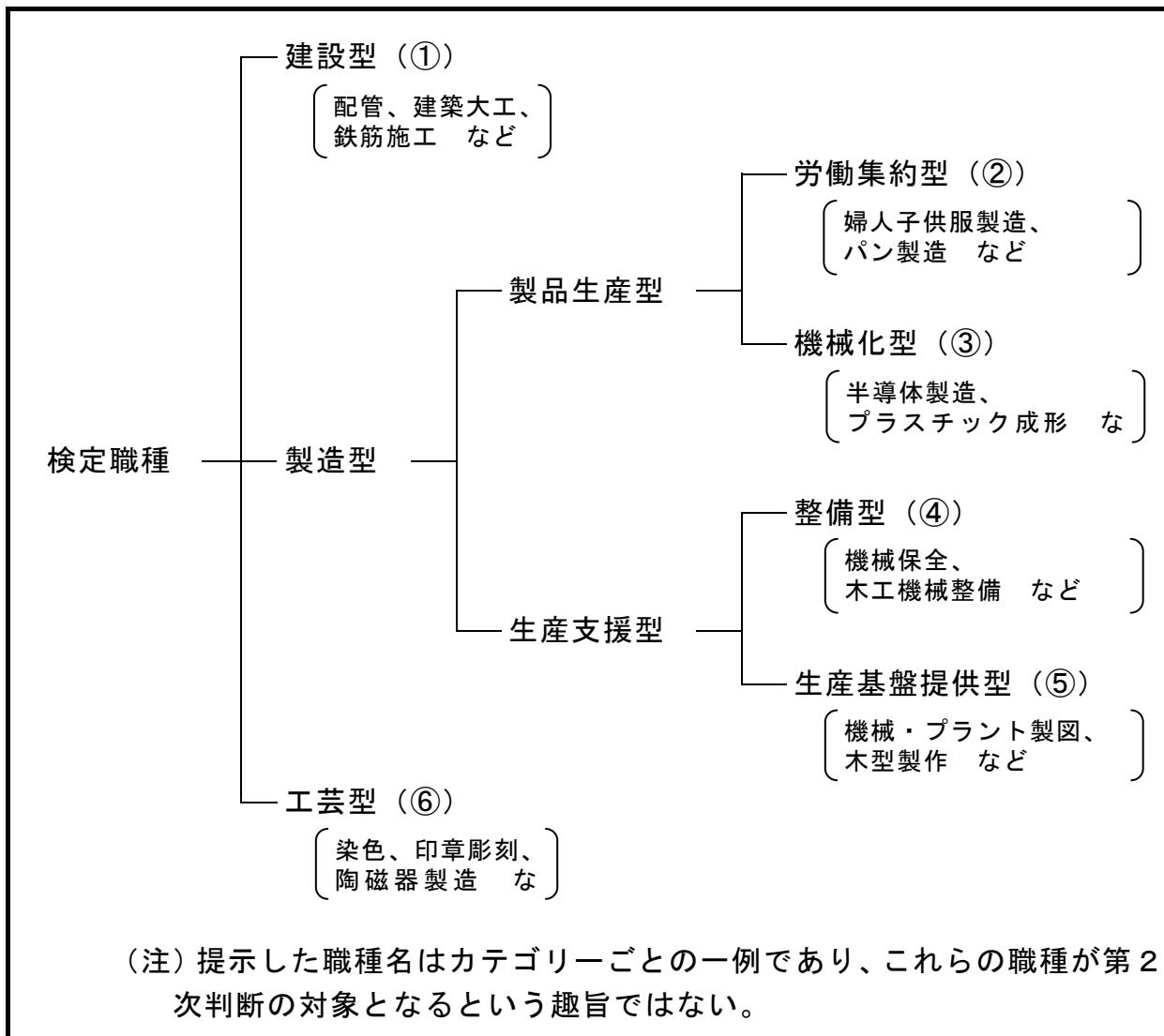
- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として利用できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは幾多のインフラを錆から守るという大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(縫製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(寝具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されているため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ロープ加工)。
- ・競合品の輸入増加に対応するためには、品質の向上が効果的(金属溶解)
- ・伝統文化を後生に伝えることができる(寝具製作)

第2次判断の基準について

第2次判断では、中央及び都道府県職業能力開発協会で行っている技能検定職種（以下単に「技能検定職種」という。）を6つのカテゴリーに分けた上でカテゴリーごとの標準的な社会的便益を数値（標準点数）で表し、第1次判断をクリアできなかった統廃合等検討対象職種ごとの社会的便益を標準点数と比較することにより、統廃合等を行うべきかを判断する。

1 技能検定職種のカテゴライズ

技能検定職種を、以下の図のように、①建設型、②製品生産・労働集約型、③製品生産・機械化型、④整備型、⑤生産基盤提供型、⑥工芸型にカテゴライズする。



(参考) 平成19年度以前6年間の年間平均受検者数が100人以下の職種

| 分類 | 30人以下 | 31人～50人 | 51人～100人 |
|----|------------------------------------|------------|--------------------|
| ① | 建築図面製作、れんが積み、コンクリート積みブロック施工、スレート施工 | ウェルポイント施工 | エーエルシーパネル施工、枠組壁建築 |
| ② | ガラス製品製造、金属研磨仕上げ、製材のこ目立て | | ロープ加工 |
| ③ | ファインセラミックス製品製造 | 機械木工 | 溶射、紙器・段ボール箱製造、金属溶解 |
| ④ | | 木工機械整備 | 縫製機械整備 |
| ⑤ | | 木型製作 | |
| ⑥ | 竹工芸、漆器製造 | 陶磁器製造、印章彫刻 | |

2 カテゴリーごとの社会的便益の点数化と統廃合等の判断

(1) ①から⑤のそれぞれのカテゴリーごとに、

- ・ 技能継承に必要
- ・ 必須部品の品質維持に必要
- ・ 統一的な技能評価
- ・ 技能士常駐制度等の必要
- ・ 技能者としての自信
- ・ キャリア形成に役立つ
- ・ 社員教育
- ・ 能力開発の目標
- ・ 若手技能者の確保・定着に効果
- ・ 消費者・国民の安心・信頼
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 国際競争力・国の技術レベルの維持

の12項目について、検討会（報告書（案）の5（1）を参照。）において採点を行い、それぞれのカテゴリーごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出しておく。

(2) 存続、廃止、統合及び指定試験機関への移行の判断は、以下の手順で行う。

- ① 第一次判断をクリアできなかった職種について、対象業界団体からのヒアリング及びパブリック・コメントをもとに、12項目の社会的便益を採点する。
- ② カテゴリーに応じて、(1)の標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行することとする。
- ③ 次年度の受検者数が100人を超える場合、2年連続で100人を超える場合には統廃合等の手続きを中止する。

具体的な作業スケジュール（案）

＜初年度の例＞

| | |
|---|--|
| 平成 21 年 9月末 10月1日 12月末 平成 22 年 1月～2月 2月～3月 3月 9月末 平成 23 年 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次判断 ・ 対象業界への通知（第 2 次判断に進むこと） ・ パブリック・コメント用の社会的便益に関する質問項目の送付 ・ 対象業界から社会的便益に関する回答送付 ・ パブリック・コメント（対象業界からの回答を添付） ・ 対象業界（及び関係業界）ヒアリング ・ パブリック・コメントとあわせて採点し、存続か否かの検討結果を対象業界に通知 ・ 現行のまま存続すべきでないとされた職種については、対象業界と行政の間で今後の対応を協議 ※ 即時廃止、統合相手を探す、指定試験機関への移行など ・ 即時廃止の場合は、3月末をもって廃止。 ・ 20年度・21年度とも 100 人を超えている場合は、統廃合等の手続きを中止。 ・ 統廃合又は指定試験機関への移行実施 |
|---|--|